

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、備後圏都市計画道路三・六・一〇三号元町出口線、三・六・一〇七号府中駅元町線を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成二十七年十二月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

備後圏都市計画道路三・六・一〇三号元町出口線

三・六・一〇七号府中駅元町線

二 都市計画を変更する土地の区域

府中市元町字天神ガイチ、字砂山、字モガリ、字古ヤ、字西、字マヘ、字土手ノ根、字家ノセド、字コヘ、字ノワキ、字栄サキヤ、字花ヤ、字古ヤ、字ワキ、字シミ田、字ツジ、字市場、字松原、字大町チ、字五反田、字丸ル町チ、字大日、字イノアシ、字サキ道ノ下、字山サキ、字山サキ境目、字古ヤシキ、字大田北、字大田中、字大田南、字高橋西、字竜グメン、府中市鵜飼町字寺ノ下、字寺ノ下西、字宮ノ前、字広畑、字服部田、字寺ノ前、字上高田、字下高田、字内堀、字町田、字清財、字コモ原、府中市広谷町字西田

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県土木建築局都市計画課、府中市まちづくり部まちづくり課

四 縦覧期間

平成二十七年十二月十四日から平成二十七年十二月二十八日